

第六

委員ノ秘密嚴守ニ付テハ左ノ如ク心得フベキモノトス

委員ノ嚴守スヘキ秘密トハ官ノ秘密タルト否トヲ問ハズ概ネ左ノ

如キモノヲ謂フ

一、「極秘」、「機密」、「秘」等ノ標示アル圖書物件

二、法令ニ依リ又ハ所屬廳ニ於テ秘密タルコトヲ指示シタル事項

三、其ノ他事ノ性質上秘密トセラルベキ事項

備考

(一) 本件ハ閣議ノ申合トシテ決定シ、内閣及各省ニ於テ夫々此ノ基準ニ據リ從來ノ廳規等ヲモ參酌シテ各廳ニ適應スル定ヲ爲スモノトス但シ内閣ハ委員所屬廳ノ長官ニ委任スルモノトス右ハ命令ノ形式ヲ採ラズ、訓令、内訓、達、通牒等簡易ナル便宜ノ形式ヲ用フルヲ可トス

(二) 本件ハ委員ヲ本體トシタル服務規程ナルヲ以テ、之ニ對應シテ各廳ハ夫々委員外ノ職員ニ對シテモ、委員制度運營ニ付必要ナル指示ヲ爲ス等委員制度ノ趣旨達成ニ付適宜ノ措置ヲ講ズルヲ可トス

(三) 各廳ハ文書課長其ノ他適當ナル者ヲ委員トシテ指
定スルモノトス

尙委員ニ關スル庶務ヲ扱フ係ヲ指定シ置クヲ便トス

(四) 専ラ委員ノ用ニ供スル室ヲ用意シ置クヲ便トス

(五) 其ノ他定例參集日(例ハハ廳務ノ大綱ヲ説明シ又他ノ職員ト懇談スル

~~後所當會~~

機會ヲ得ル爲メヲ設クルヤ否ヤ等ハ各廳ノ便宜ニ委

ヌルモノトス

委員制度活用ニ關スル閣議申合せ

昭和十七年六月十二日
閣議決定

委員制度運営ニ當リテハ左記各項ヲ基本トシ各委員ヲシテ其ノ理解ノ下ニ各々時價ヲ發揮セシメ職務ニ協力セシムルモノトス

記

一 戦時下ニ於ケル重要國務ハ勿論行政各般ノ事務モ亦總テ統帥ヲ極軸トシテ行ハレ常ニ統帥部トノ緊密ナル協力ノ下ニ進行セラレアルコト

二 戦時下ニ於ケル國政及行政各般ノ處理ハ戰勝獲得ノ一點ニ集中セラレベク、從ツテ職務ノ神速性ト果敢性ヲ要求スルトコロ大ナルコト

三 戦時下ニ於テハ國民的團結ヲ益々強化スルコト絕對ニ必要ナルヲ以テ之ガ爲先ヅ行政府ト立法府トノ連絡強化ヲ促進スルト共ニ更ニ大政翼賛會ヲ中核トシ官民ノ全國的結束ヲ推進スルノ要アルコト

四 戦時下ノ國政及行政ニハ統帥トノ關係ニ於テ機密ノ範圍及要度擴大シアルヲ以テ、各應應務ニシテ委員ニ公開シ得ルモノニ多大ノ制約アルコト

五 戦時下ノ新事蹟ニ即應シ從來ノ委員會制度ニ關スル舊弊ヲ脱却シ新機軸ヲ開クベキ着想ヲ以テ本制度ヲ運営スルコト

閣第 二五九號

案 起
昭和十七年六月十日

裁可昭和 年 月 日 施
決定昭和十七年六月十一日 行

昭和 年 月 日

閣書記官

閣書記官

閣書記官

閣書記官

昭和十七年六月十二日

閣書記官長

閣東北局長

企畫院總裁

對滿事務局總裁

情報局總裁

宛(各通)

一五

技術院總裁
興亞院總裁

内閣委員及各省委員設置制ニ依リ命ゼラレタル
内閣委員ノ服務ニ関シ左記ノ通定メラレ候條
命ニ依リ此段通牒ニ及ビ候
追テ左記ニ依リ服務ニ関シ定メラレタルトキハ速ニ之ヲ
内閣總理大臣ニ報告相成度

記

- 一、内閣委員ノ服務ニ付テハ所屬部局長ノ定ムル所ニ依ル
- 二、有リ服務ニ関スル規定ニ付テハ概テ別紙基準ニ依ルベシ

三、委員制度活用ニ関シハ別紙附録申合ニ依ルベシ

職

內閣委員及各省委員服務規程基準

昭和七年六月ノシ日閣議決定

一七六二一

第一 委員ノ職務ハ其ノ知能經驗ヲ舉ゲテ大局的見地ニ立テ積極的ニ
 廳務ヲ輔ケ、政務事務ノ適正且圓滑ナル運營ニ寄與シ、以テ官民
 協力ノ實ヲ舉グルト共ニ行政能率増進ヲ圖ルヲ以テ本旨トス

第二 委員ノ職務ノ概目左ノ如シ

- 一 諸般ノ企畫立案ニ付諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト
- 二 特ニ委囑セラレタル調査ニ當ルコト
- 三 施政ノ國民生活ニ對スル適應狀況ノ查察等行政ノ考查ニ關シ協
 カスルコト
- 四 請願及陳情ノ處理ニ關シ諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト

五 國策ノ普及徹底ニ關スル啓發宣傳ニ當ル等上意下達ニ協力スルコト

六 帝國議會、翼贊政治會、大政翼贊會等トノ連絡ニ當ルコト

第三 委員ハ常時登廳スルニ及バザルモノトス

委員ハ所屬廳ノ招請アリタルトキハ已ムヲ得ザル事由ナキ限り登
廳スベキモノトス

第四 委員ハ廳議トシテ未ダ確定セザル事項ニ關シ部外ノ者ニ對シテ
意見ヲ開陳スル場合ニ於テハ將來各廳ヲ拘束スルガ如キ結果ヲ招
來スル虞ナキ様特ニ留意スベキモノトス

第五 委員所屬廳ニ對シ書類ノ呈示ヲ求メ又ハ事務上ノ證明ヲ求メ
トスルトキハ文書課長其ノ他之ニ準ズル主務者ヲ經由シテ之ヲ爲
スモノトス

第六

委員ノ秘密嚴守ニ付テハ左ノ如ク心得フベキモノトス

委員ノ嚴守スヘキ秘密トハ官ノ秘密タルト否トヲ問ハズ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ

一、「**極秘**」、「**機密**」、「**秘**」等ノ標示アル圖書物件

二、法令ニ依リ又ハ所屬廳ニ於テ秘密タルコトヲ指示シタル事項

三、其ノ他事ノ性質上秘密トセララルベキ事項

備考

(一) 本件ハ閣議ノ申合トシテ決定シ、内閣及各省ニ於テ夫々此ノ基準ニ據リ從來ノ廳規等ヲモ參酌シテ各廳ニ適應スル定ヲ爲スモノトス
但シ内閣ハ委員所屬廳ノ長官ニ委任スルモノトス

右ハ命令ノ形式ヲ採ラズ、訓令、内訓、達、通牒等簡易ナル便宜ノ形式ヲ用フルヲ可トス

(二) 本件ハ委員ヲ本體トシタル服務規程ナルヲ以テ、之ニ對應シテ各廳ハ夫々委員外ノ職員ニ對シテモ、委員制度運營ニ付必要ナル指示ヲ爲ス等委員制度ノ趣旨達成ニ付適宜ノ措置ヲ講ズルヲ可トス

(三) 各廳ハ文書課長其ノ他適當ナル者ヲ委員トシテ連絡主任者トシテ指定スルモノトス

尙委員ニ關スル庶務ヲ扱フ係ヲ指定シ置クヲ便トス

(四) 専ラ委員ノ用ニ供スル室ヲ用意シ置クヲ便トス

(五) 其ノ他定例參集日(例ハ廳務ノ大綱ヲ説明シ又他ノ職員ト懇談スル

~~後所常會~~機會ヲ得ル爲メヲ設クルヤ否ヤ等ハ各廳ノ便宜ニ委

ヌルモノトス

極秘

昭和七年六月二日閣議決定

委員制度活用ニ關スル閣議申合せ（案）
一七 本 本

委員制度運営ニ當リテハ左記各項ヲ基本トシ各委員ヲシテ其ノ理解ノ
下ニ各々特質ヲ發揮セシメ廳務ニ協力セシムルモノトス

記

一 戰時下ニ於ケル重要國務ハ勿論行政各般ノ事務モ亦總テ統帥ヲ樞
軸トシテ行ハレ常ニ統帥部トノ緊密ナル協力ノ下ニ遂行セラレアル
コト

二 戰時下ニ於ケル國政及行政各般ノ處理ハ戰勝獲得ノ一點ニ集中セ
ラルベク、從ツテ廳務ノ神速性ト果敢性ヲ要求スルトコロ大ナルコ
ト

三 戰時下ニ於テハ國民的團結ヲ益々強化スルコト絶對ニ必要ナルヲ以テ之ガ爲先ツ行政府ト立法府トノ連繫強化ヲ促進スルト共ニ更ニ大政翼贊會ヲ中核トシ官民ノ全國的結束ヲ推進スルノ要アルコト

四 戰時下ノ國政及行政ニハ統帥トノ關聯ニ於テ機祕密ノ範圍及要度擴大シアルヲ以テ、各廳廳務ニシテ委員ニ公開シ得ルモノニ多大ノ制約アルコト

五 戰時下ノ新事態ニ即應シ從來ノ委員會制度ニ關スル舊弊ヲ脱却シ新規軸ヲ開クベキ着想ヲ以テ本制度ヲ運營スルコト

勅令第五百六十六號

内閣委員及各省委員設置制

昭和十七年六月十日公布

第一條 内閣及各省（陸軍省及海軍省ヲ除ク）ニ内閣委員及各省委員

若干人ヲ置キ廳務ヲ輔ケシム

委員ハ必要ニ應ジ之ヲ所管部局ニ屬セシムルコトヲ得

第二條 委員ハ内閣總理大臣又ハ各省大臣ノ奏請ニ依リ帝國議會ノ議

員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ一年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ

解任スルコトヲ妨ゲズ

第三條 委員ノ服務ニ付テハ内閣總理大臣又ハ各省大臣ノ定ムル所ニ

依ル

委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ嚴守スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

供覽

内閣東秘第七號

昭和十七年六月十九日

内閣東北局長 宇都宮 孝

平

内閣總理大臣 東條英機 殿



東北局勤務ヲ命ゼラレタル内閣委員ノ職務内規ニ關スル報告ノ件
本月十二日附内閣閣甲第二五九號ヲ以テ御來示ニ係ル標記ノ件別紙ノ
通相定メ候ニ付此段御報告ニ及ビ候

閣甲二五九號

内閣





內閣東北局ニ勤務ヲ命ゼラレタル內閣委員ノ職務內規左ノ通定ム

昭和十七年六月十八日

內閣東北局長

第一 委員ノ職務ハ概ネ左ノ如シ

- (一) 企畫立案ニ付諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト
- (二) 特ニ委嘱セラレタル調査ニ當ルコト
- (三) 東北地方振興事業ノ實施狀況竝ニ適應狀況ノ查察ニ協力スルコト
- (四) 請願及陳情ノ處理ニ關シ諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト
- (五) 國策ノ普及徹底特ニ東北地方振興ニ關シ啓發、宣傳等ニ協力スルコト
- (六) 帝國議會竝ニ民間團體トノ連絡ニ當ルコト
- (七) 其ノ他局務ノ執行ヲ圓滑ナラシムル如キ各般ノ協力ヲ行フコト

第二 委員ハ定時又ハ臨時局長之ヲ招請スルモノトス

第三 委員局務ニ關シ部外ニ意見ヲ開陳セントスルトキハ豫メ局長ニ打合ヲ爲スモノトス

第四 委員ニ對スル資料ノ呈示其ノ他ノ庶務ハ書記官ニ於テ之ヲ扱フモノトス

第五 委員ノ嚴守スベキ秘密ハ概ネ左ノ如キモノトス

(一) 「極秘」、「機密」、「秘」等ノ標示アル圖書物件

(二) 法令ニ依リ又ハ本局ニ於テ秘密タルコトヲ指示シタル事項

(三) 其ノ他事ノ性質上秘密トセララルベキ事項

企畫院文發第一五九號

昭和十七年六月十九日

企畫院總裁 鈴木貞



内閣總理大臣

東條英機 殿



企畫院委員制度運営ニ關スル件

六月十二日附内閣閣甲第二五九號ヲ以テ通牒有之候本院委員ノ服務ニ關シテハ別紙ノ通決定致シ候條此段及報告候

閣甲二五九号

内

閣

企畫院委員制度運営ニ關スル件

昭和十七年六月十六日
總裁達文第一一號

第一、委員制度ノ趣旨ニ鑑ミ委員ヲシテ大所高所ヨリ積極的ニ院務ヲ

輔ケシメ本院所管事項ノ政務及事務ノ運営ノ圓滑化ヲ圖ルモノトス

第二、委員ハ常時登座スルコトヲ要セズ但シ招請アリタルトキハ已ム

ヲ得ザル事由ナキ限り登座スベキモノトス

第三、委員ノ職務ハ概ネ左ノ通トス

(一) 企畫院首腦部トノ間ニ毎月定例一回及隨時、總裁ノ招集ニ應ジ

會議ヲ開催シ、院務ノ大綱ニ付説明ヲ聽取シ及意見ヲ具申スルコト

(二) 機密事項ニ關係ナキ限り諸般ノ企畫立案ニ參與スルコト

- (三) 施政實績ト國民生活トノ關係其ノ他ノ實態考查ニ協力スルコト
- (四) 陳情及請願ノ處理ニ付意見ヲ陳述スルコト
- (五) 帝國議會翼贊政治會及大政翼贊會等トノ連絡ニ當ルコト
- (六) 總裁ヨリ特ニ委囑セラレタル調査其ノ他ノ特定事項ヲ處理スルコト
- (七) 國策ノ普及徹底ニ關スル啓發宣傳ニ當ル等上意下達ニ協力スルコト
- (八) 以上各號ニ掲グル事項ノ外院務ノ執行ヲ圓滑ナラシムル如キ各級ノ協力を行フコト

第四 委員ハ院議トシテ未ダ確定セザル事項ニ關シ部外ノ者ニ對シテ

意見ヲ開陳スル場合ニ於テハ將來本院ヲ拘束スルガ如キ結果ヲ招來スル虞ナキ様特ニ留意スベキモノトス

第五 院務ノ特質ニ鑑ミ祕密事項ノ取扱ハ概ネ左ノ方針ニ依ル

(一) 「國家機密」、「軍機密」、「軍極祕」、「軍資祕」、「指定總動員機密」、「外機密」及「機密」ニ屬スル事項ニ付テハ委員ハ之ガ關係書類ノ交付若ハ閱覽ヲ求メ又ハ之ニ關スル會議ニ出席セザルモノトスルコト

(二) 「極祕」及「祕」ニ屬スル事項ニ關シテハ次長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り委員ニ知ラシムルモノトスルコト

(三) 委員ノ祕密嚴守ニ付テハ左ノ如ク心得フベキモノトスルコト

委員ノ嚴守スベキ祕密トハ官ノ祕密タルト否トテ問ハズ概ネ左ノ如キモノヲ謂フ

1 法令ニ依リ又ハ本院ニ於テ「機密」、「極祕」等トシテ祕密タルコトヲ指示シタル事項

2 其ノ他專ノ性質上祕密トセラルベキ事項

第六、委員ノ職務執行ノ爲左ノ措置ヲ講ズ

(一) 本院ト委員トノ間竝ニ委員相互間ニ於ケル諸般ノ連絡其ノ他ニ當ル爲委員中ヨリ幹事若干名ヲ選定（委員間ノ意嚮ヲ斟酌ノ上總ヨリ委囑）スルコト

(二) 委員ヨリ書類ノ呈示又ハ事務上ノ説明ヲ求メントスルトキハ文

書課長ヲ經由スルモノトスルコト

(三) 本院側ヨリノ連絡ハ次長又ハ文書課長之ニ當リ、委員ニ關スル庶務ハ文書課ニ於テ之ヲ掌ルコト

(四) 總裁官舎ニ委員室ヲ設ケ、必要ナル職員ヲ專屬セシムルコト

備考

委員任命後最初ノ一ヶ月間ハ專ラ總裁、次長及各部局長ヨリ現在迄ノ院務ノ大勢ニ付説明ヲ行ヒ、然ル後委員制度ノ本格的運営ニ移ルモノトス

供覽

庶第四四三號ノ二

昭和十七年六月二十四日

對滿事務局總裁 東條英機

內閣總理大臣 東條英機 殿

內閣委員對滿事務局勤務內規別紙ノ通相定メ候ニ付此段及報告候



閣下 二五九号

内閣

內閣委員對滿事務局勤務內規

(昭和十七年六月二十四日
庶務第四四三號決 定)

第一 對滿事務局勤務ヲ命ゼラレタル內閣委員（以下單ニ委員ト稱ス）ノ職務ノ要領ハ本內規ニ依ルモノトス

第二 委員ハ毎月一回定期ニ參集シ、局務ノ圓滿ナル遂行ニ關シ協力スルモノトス

前項ノ外必要アル場合ハ隨時總裁ノ招集ニ應ジテ參集スルモノトス

第三 委員ノ關與スベキ局務ノ範圍ハ左ノ通トス

一 重要對滿行政事務ノ考査ニ關シ協力スルコト

二 重要對滿行政ニ付諮問ニ應ジ意見ヲ具申スルコト

三 委囑セラレタル事項ノ調査研究等ニ當ルコト

四 請願、建議及陳情ノ處理ニ關シ諮問ニ應ジ意見ヲ開申スルコト

五 滿洲事情ノ普及徹底ニ關シ協力スルコト

六 帝國議會トノ連絡ニ當ルコト

第四 局務ニ關シ諮問シ若ハ調査ヲ委囑スル場合ハ總裁ヨリ個々ノ委

員ニ對シ爲スモノトス

第五 委員ハ未ダ確定セザル重要對滿行政ニ關シ部外ニ對シ意見ヲ開陳シ將來當局ノ施策ヲ拘束スルガ如キ結果ヲ招來セザル様特ニ留意スルコト

第六 委員ハ法令ニ依リ又ハ當局ニ於テ秘密タルコトヲ標示シタル書類其ノ他ニ依リ知得セル事項ノ内容ヲ漏洩セザル様注意スルコト

第七 委員ニ對スル連絡主任者ハ對滿事務局總裁祕書官トス

供覽

情官ノ(二)第四〇號

昭和十七年六月十八日

情報局總裁 谷

正

之

内閣書記官長

五

内閣總理大臣 東條英機 殿

内閣書記官長 印



情報局勤務内閣委員職務内規ニ關スル件

標記ノ件別紙ノ通決定相成候條此段及報告候



閣甲二五九屬

内閣

情報局勤務内閣委員職務内規

昭和一七六一七
情報局達第一號

第一 委員ノ職務ハ其ノ知能經驗ヲ舉ゲテ大局的見地ニ立テ建設的ニ
職務ヲ輔ケ官民協力ノ下ニ啓發宣傳機能ノ刷新強化ヲ圖ルヲ以テ
本旨トス

第二 委員ノ職務ノ概目左ノ如シ

一 啓發宣傳ニ關スル諸般ノ企畫立案ニ付諮問ニ應ジテ意見ヲ開申
スルコト

二 特ニ委囑セラレタル調査ニ當ルコト

三 國策ノ普及徹底ニ關スル啓發宣傳ニ協力スルコト

四 請願及陳情ノ處理ニ關シ諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト

五 施政ノ國民生活ニ對スル適應狀況ノ查察等行政ノ考査ニ關シ協
力スルコト

六 帝國議會、翼贊政治會、大政翼贊會等トノ連絡ニ當ルコト

第三 委員ハ常時登廳スルニ及バザルモノトス

委員ハ招請アリタルトキハ已ムヲ得ザル事由ナキ限り登廳スベキモノトス

第四 委員トノ連絡ヲ緊密ナラシムル爲毎月一回定例會合ヲ行フ但シ必要アル場合ハ隨時會合ヲ行フ

第五 本局ト委員トノ連絡ニ關シテハ情報局次長之ニ當ル連絡ニ關スル庶務ハ總裁官房第二課ニ於テ之ヲ掌ル

第六 本局ニ委員控室ヲ設置ス

第七 委員ハ廳議トシテ未ダ確定ヒザル事項ニ關シ部外ノ者ニ對シテ意見ヲ開陳スル場合ニ於テハ將來本局ヲ拘束スルガ如キ結果ヲ招來スル虞ナキ様特ニ留意スベキモノトス

第八 委員書類ノ提示ヲ求メ又ハ事務上ノ説明ヲ求メントスルトキハ總裁官房第二課長ヲ經由シテ之ヲ爲スモノトス

第九 委員ハ左ノ事項ニ關シ其ノ秘密ヲ嚴守スベキモノトス

- 一 「機密」、「極秘」、「秘」等ノ標示アル圖書物件
- 二 法令ニ依リ又ハ主務廳ニ於テ秘密タルコトヲ指示シタル事項
- 三 其ノ他事ノ性質上秘密トセラルベキ事項

供覽

技人第四三九號

昭和十七年六月十八日

技術院總裁子爵 井上匡四郎



內閣總理大臣 東條英機 殿



本院勤務內閣委員ノ職務ニ關シ別紙ノ通相定メ候條此段及報告候

閣甲二五九号

技術院



内閣委員（技術院勤務）職務ニ關スル件

一七六一七
技術院

第一 委員ノ職務ハソノ智能經驗ヲ舉ゲテ大局的見地ニ立チ積極的ニ院務ヲ輔ケ、政務事務ノ適正且ツ圓滑ナル運営ニ寄與シ、以テ官民協力ノ實ヲ舉グルト共ニ行政能率ノ増進ヲ圖ルヲ以テ本旨トス

第二 委員ノ職務ノ概目左ノ如シ

- 一 諸般ノ企畫立案ニ付諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト
- 二 特ニ委囑セラレタル調査ニ當ルコト
- 三 施政ノ國民生活ニ對スル適應狀況ノ查察等ニ關シ協力スルコト
- 四 請願及ビ陳情ノ處理ニ關シ諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト
- 五 科學技術政策ノ普及徹底ニ關スル啓發宣傳並ニ輿論暢達ニ當ル等ニ協力スルコト

六 帝國議會、翼贊政治會、大政翼贊會等トノ連絡ニ當ルコト

第三 委員ハ常時登廳スルニ及バザルモノトス

委員ハ總裁ノ招請アリタルトキハ已ムヲ得ザル事由ヲキ限り登廳スベキモノトス

第四 委員ハ院議トシテ未ダ確定セザル事項ニ關シ部外ノ者ニ對シテ意見ヲ開陳スル場合ニ於テハ將來本院ヲ拘束スルガ如キ結果ヲ招來スル惧ヲキヤウ特ニ留意スベキモノトス

第五 委員本院ニ對シ書類ノ提出ヲ求メ、マタハ事務ノ説明ヲ求メシトスルトキハ庶務課長ヲ經由シテコレヲチナスモノトス

第六 委員ハ官ノ秘密タルト否トチ問ハズ左ノ事項ニツキ秘密嚴守スベキモノトス

- 一 「極秘」「機密」「秘」等ノ表示アル圖書物件
- 二 法令ニヨリマタハ本院ニ於テ機密タルコトヲ指示シタル事項
- 三 ソノ他事ノ性質上秘密トセラルベキ事項

第七 委員ハ職務ヲ遂行スルタメ毎月定例一回及隨時參集スルモノト

ス

第八 本院ト委員相互間ニ於ケル諸般ノ連絡其ノ他ニ當ル爲委員中ヨリ世話人若干名ヲ選定スルモノトス

供覽

昭一七政發第一七七號

昭和十七年六月十七日

興亞院總裁 東條英

內閣總理大臣 東條英機 殿



内閣書記官長 佐藤

内閣書記官

内閣委員職務規程ノ件

昭和十七年六月十二日内閣閣甲第二五九號通牒ニ基キ本院ニ於ケル内閣委員職務規程別紙ノ通決定致候條此段及報告候

閣甲二五九号

内閣



内閣委員職務規程

昭和十七年六月十七日
興亞院總裁達

第一、委員ハ大局的見地ヨリ積極的ニ院務ヲ輔ケ本院所管事務ノ圓滑ナル運営ニ寄與スルモノトス

第二、委員ノ職務ハ概ネ左ノ通りトス

- (一) 本院幹部ト定例會合シ院務ニ付説明ヲ受ケ意見ヲ開陳スルコト
- (二) 諸般ノ企劃立案ニ付諮問ニ應ジテ意見ヲ開申スルコト
- (三) 特ニ委囑セラレタル調査其ノ他ノ特定事項ヲ處理スルコト
- (四) 施政實績ノ考査ニ協力スルコト
- (五) 帝國議會及民間諸團體等トノ連絡ニ當ルコト
- (六) 以上各號ニ掲クル事項ノ外院務ノ執行ヲ圓滑ナラシムル如キ各般ノ協力ヲ行フコト

第三、委員關係書類ノ呈示ヲ求メ又ハ事務上ノ説明ヲ求メントスルトキハ政務部第一課長ヲ經由シ之ヲ爲スモノトス

第四委員ト本院トノ連絡ニ關スル事務ハ政務部第一課之ニ當ルモノト

ス

第五定例會合ハ毎月第二木曜日トシ尙每週木曜日ヲ事務連絡日トス

閣下第二六〇號

起案 昭和七年六月十五日

裁可 昭和 年 月 日 施行 決定 昭和七年六月十六日

昭和七年六月十六日

内閣總理大臣



内閣書記官長

(Signature)

内閣書記官



本年五月二十二日閣議決定香港占領地ニ於ケル經濟處理ニ關スル件ニ基キ内閣ニ設置スベキ香港經濟委員會ノ規程別紙ノ通決定相成然ルベシ

通牒案

月

昭和十七年六月六日

内閣書記官長

興亞院總裁宛

本年五月二十二日閣議決定香港占領地ニ於ケル經濟處理ニ關スル件ニ基キ内閣ニ設置スベキ香港經濟委員會ノ規程別紙ノ通決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

香港經濟委員會規程

昭和十七年六月十六日
內閣總理大臣決裁

第一條 香港占領地ニ於ケル經濟處理ノ中央ニ於ケル企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲內閣ニ香港經濟委員會ヲ置ク

第二條 香港經濟委員會ハ左ノ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長 興亞院總務長官
委員 外務省東亞局長

大藏省理財局長

陸軍省軍務局長

海軍省軍務局長

興亞院政務部長

臨時必要アルトキハ內閣總理大臣ノ指名ニ依リ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 香港經濟委員會ニ左ノ幹事ヲ置キ興亞院政務部長ヲ以テ幹事

長トス

幹事 興亞院政務部長

外務省東亞局第一課長

大藏省理財局外事課長

陸軍省軍務局軍務課長

海軍省軍務局第二課長

興亞院政務部第一課長

臨時必要アルトキハ内閣總理大臣ノ指名ニ依リ臨時幹事ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ハ内閣總理大臣ノ旨ヲ承ケ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 幹事ハ上司ノ指揮ヲ受ケ委員會ノ事務ヲ整理ス

第六條 香港經濟委員會ノ庶務ハ興亞院ニ於テ之ヲ掌ル

參照

香港占領地ニ於ケル經濟處理ニ關スル件

昭和一七五二二
閣議決定

香港占領地ニ於ケル經濟處理ノ中央ニ於ケル企畫及統制ニ關スル事項
ヲ審議立案スル爲内閣ニ香港經濟委員會ヲ設置ス

本委員會ノ構成ハ興亞院連絡委員會ト同様トシ其庶務ハ興亞院ニ於テ
之ヲ掌ル

本委員會ニ於テ審議セル事項ハ陸軍中央部ヨリ之ヲ現地ニ示達ス

内閣

説 明

南方占領地ニ於ケル經濟處理ノ企畫及統制ニ關シテハ第六委員會之カ
審議立案ニ任シアル所香港占領地ニ對シテハ現在陸軍省自体之ヲ擔任
シ實行ニ移シアリテ他トノ連絡協調動モスレハ不完全トナルノ虞レア
リ

而シテ香港ハ經濟問題ニ關シテハ支那ト密接ナル連繫ヲ有シアル爲第
六委員會ヨリモ興亞院連絡委員會ト全様ナル構成ヲ以テ之カ審議立案
ニ當ルヲ適當トス

又右審議事項ヲ現地ニ示達スルハ軍政主擔任タル陸軍中央部之ニ任ス
ルヲ當然ナリトス

興亞院連絡委員會ノ構成

會長

興亞院總務長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員

若干人

關係各廳高等官中ヨリ之ヲ命ズ

幹事

關係各廳高等官中ヨリ之ヲ命ズ

内

閣

興亞連絡委員會職員

會長 興亞院總務長官

委員 興亞院部長 一人

外務省東亞局長

大藏省理財局長

陸軍少將 一人

海軍少將 一人

計 五人

幹事 興亞院部長 一人

興亞院調查官 一人

外務書記官

一人

大藏書記官

一人

陸軍大佐

一人

海軍大佐

一人

計

六人

内

閣



昭一七政發第一七三號

昭和十七年六月十五日

興亞院政務部第一



内閣總務課長殿

香港經濟委員會規程、件

發ニ御照會申置候首題、件六月十三日興亞院連絡委員會ニ於テ別紙ノ
 通諒解相成候ニ付テハ之カ仰裁、手續方御配慮煩度候
 追而内閣總理大臣ヨリ要求有之場合ハ興亞院總務長官心得ヨリ御説
 明申上タル用意致居候條豫メ日時等御連絡願度候

閣甲二六〇

内閣



別紙

香港經濟委員會規程

昭和十七年六月 日
內閣總理大臣 決裁

第一條 香港占領地ニ於ケル經濟處理ノ中央ニ於ケル企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲內閣ニ香港經濟委員會ヲ置ク

第二條 香港經濟委員會ハ左ノ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長 興亞院總務長官

委員 外務省東亞局長

大藏省理財局長

陸軍省軍務局長

海軍省軍務局長

興亞院政務部長

臨時必要アルトキハ內閣總理大臣ノ指名ニ依リ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 香港經濟委員會ニ左ノ幹事ヲ置キ興亞院政務部長ヲ以テ幹事長トス

幹事 興亞院政務部長

外務省東亞局第一課長

大藏省理財局外事課長

陸軍省軍務局軍務課長

海軍省軍務局第二課長

興亞院政務部第一課長

臨時必要アルトキハ内閣總理大臣ノ指名ニ依リ臨時幹事ヲ置クコト

第四條 會長ハ内閣總理大臣ノ旨ヲ承ケ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 幹事ハ上司ノ指揮ヲ受ケ委員會ノ事務ヲ整理ス

第六條 香港經濟委員會ノ庶務ハ興亞院ニ於テ之ヲ掌ル

閣甲二六九

昭和十七年六月 日

内閣書記官長

以

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

若

海軍大臣

五

商工大臣

五

厚生大臣

無

内務大臣

春

司法大臣

五

遞信大臣

五

鈴木國務大臣

鈴市

大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

安藤國務大臣

安

陸軍大臣

丸

農林大臣

丸

拓務大臣

丸

昭和十年勅令第百四十一號中改正ノ件

一七



昭和十七年六月一日



起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然

ト認ム

勅令案

別紙ノ通

法 制 局

朕昭和十年勅令第四百四十一號臨時內閣ニ東北局ヲ設置スルノ件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年六月三十日

內閣總理大臣

勅令第六百號

昭和十年勅令第四百四十一號中左ノ通改正ス

第四條ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

内閣委員ノ設置ニ件ヒ東北局委員ハ其ノ存置ノ要ナキニ至レルニ依ル

参照

●昭和十年勅令第百四十一號（臨時內閣ニ東北局ヲ設置スルノ件）

昭和十年五月二十五日
勅令第百四十一號

改正 昭和十一年第三七二號、二十二年第一八九號、二十三年第一七五號、二十六年一〇四一號
臨時內閣ニ東北振興事務局ヲ設置スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

總理大臣
副總理大臣

第一條 內閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ東北局ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一 東北地方ノ振興方策ノ調査及其ノ實行ノ統一保持ニ關スル事務

二 東北興業株式會社及東北振興電力株式會社ノ業務ノ監督

第二條 內閣ニ臨時左ノ所屬職員ヲ置キ東北局ニ屬セシム

東北局長 勅任

東北局書記官 專任二人 奏任

屬 專任四人

第三條 內閣ニ東北局參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 內閣ニ東北局委員ヲ置キ東北地方ノ振興方策ニ關スル事項ヲ調査セシム

委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任ス

スルヲ妨ケズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十一年勅令第百七十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ內閣東北振興事務局書記官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ同官等俸給ヲ以テ內閣東北局書記官ニ任セラレタルモノトス



藩局 第五五號
昭和十七年六月廿四日

内閣東甲第五號

昭和十七年六月二十四日

内閣東北局長 宇都宮 孝

内閣總理大臣 東條英機 殿

昭和十年勅令第四百四十一號中改正ノ件

昭和十年勅令第四百四十一號（臨時内閣ニ東北局ヲ設置スルノ件）中
別紙ノ通改正方御取計相願度此段上申候



閣甲二六九

案

昭和十年勅令第百四十一號中左ノ通改正ス

「第四條ヲ削ル」

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内

附

理由

東北局委員制ハ今般内閣委員制ノ運用ニ依リ
（設置）
（東北局委員ハ其ノ存置ハ西

内閣

閣甲第二九七號

起案

昭和十七年七月八日

裁可
昭和十七年七月十日
決定
昭和十七年七月十日
施行

昭和十七年七月十日

指令

内閣總理大臣



内閣書記官長



内閣書記官長



別紙情報局總裁伺財團法人日本交響樂團外ニ法人ノ監督ニ関シ同總裁代決ニ関スル件左ノ通指令相成然ルベシ

指令案

昭和十七年七月七日情官ノ二第四四號伺財團法人日本交響樂團外ニ法人ノ監督ニ関スル件伺ノ通

左記事項以外ハ情報与松裁ヲシテ決セシナラル

ルナリ

一 解散

二 民法第七十一條ノ規定ニ依ル處分

三 内閣總理大臣ヨリ補助金ノ交付ヲ受クル團體ノ

收支豫算ニ関スル事項

情官ノ(二)第四四號

昭和十七年七月七日

情報局總裁 谷

正

之



内閣總理大臣 東條英機 殿

財團法人日本交響樂團外三法人ノ監督ニ關スル件

今般設立許可相成候左記法人ノ監督事務處理ニ關シテハ昭和十六年八月二十六日内閣閣甲第三〇〇號通牒情報局總裁代決事項ニ關スル件別表第一ニ進ジ取扱フコトト致度此段及伺候

記

- 財團法人 日本交響樂團
- 財團法人 日本蓄音機レコード文化協會
- 財團法人 日本世界文化復興會
- 財團法人 日本文學報國會

閣甲二九七

内閣



以下参考



情五ノ目第六八號

東京市荏原區平塚町八丁目一、二、三番地ノ一
財團法人 日本交響樂團
設立者代表 小 森 七 郎

昭和十七年四月十日附申請財團法人日本交響樂團設立ノ件許可ス

昭和十七年四月二十七日

内閣總理大臣 東 條 英 機

内閣



情五ノ白第大八號屬

昭和十七年四月二十七日

情報局總裁 谷 正之

財団法人日本交響樂團

設立者代表 小 森 七 郎 殿

財団法人日本交響樂團設立許可條件
ニ關スル件依命通牒

昭和十七年四月十日附申請ニ係ル標記ノ件本日別途許可相成候處爾今
貴團ニ關シテハ昭和十年六月三日閣令第二號ニ依ルノ外左記ニ依リ處
理相成度此段依命及通牒候

記

一 本團ノ事業計畫並ニ運営ニ付テハ専ラ公益事業ニ寄與スルヲ本旨ト

シ希クモ本協會設立ノ趣旨ニ反セザル様嚴ニ注意スルコト

一、左ニ掲クル事項ニ付テハ主務大臣ニ報告ヲ爲スコト

(一) 理事會決議事項

(二) 重要ナル事業計畫並ニ其ノ變更

(三) 役員ノ任免

(四) 寄附行爲施行ニ關スル細則ノ作製又ハ其ノ變更

(五) 事務所ノ移轉

昭和十一年八月二十八日

昭和十一年八月二十八日

昭和十七年四月二十九日

財團法人日本交響樂團寄附行爲

	目次
第一章	總則
第二章	目的及事業
第三章	役員
第四章	顧問及贊助員
第五章	資産及會計
第六章	職制
附則	

財團法人日本交響樂團寄附行爲

第一章 總 則

第一條 本團ハ財團法人日本交響樂團ト稱ス

第二條 本團ノ事務所ハ之ヲ東京市荏原區平塚町八丁目一三一三番地ノ一二置ク

第二章 目的及事業

第三條 本團ハ交響管絃樂ニ依リ我國音樂文化ノ向上發展ヲ圖リ其ノ國家的使命ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第四條 本團ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、公開演奏
- 二、放送演奏
- 三、演奏ニ必要ナル研究並ニ施設
- 四、機關雜誌ノ發行
- 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 役員

第五條 本團ニ理事八名ヲ置キ内一名ヲ理事長トス

理事ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 音楽文化ニ識見アル者ニシテ評議員會ノ推薦シタル者五名
- 二 社団法人日本放送協會ニ於テ推薦シタル者三名

第六條 理事長ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事中ヨリ之ヲ推擧ス

理事長ハ本團ヲ代表シ業務ヲ統理ス

理事長事故アルトキハ理事長ノ指名セル理事之ヲ代理ス

第七條 理事ハ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ議定ス

第八條 本團ニ監事二名ヲ置ク

監事ハ民法五十九條ノ職務ヲ行フモノトス

監事ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 評議員會ニ於テ推薦シタル者一名

二 社團法人日本放送協會ニ於テ推薦シタル者一名

第九條 本團ニ評議員三十名以内ヲ置ク

評議員ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ委嘱ス

第十條 評議員ハ理事長ノ諮問ニ應シ又ハ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第十一條 評議員會ハ每會計年度開始前ニ於テ豫算ノ報告ヲ受ケ且每會計年度終了後一年以内ニ決算ノ報告ヲ受クルモノトス

第十二條 理事會及評議員會ハ理事長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

評議員五名以上ノ要求アルトキハ理事長ハ評議員會ヲ招集スルモノトス

第十三條 役員ノ任期ハ三年トス但シ重任ヲ妨ケス

補缺トシテ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十四條 役員ハ無報酬トス但シ理事會ノ決議ヲ經テ手當ヲ給スルコトヲ得

第十五條 本團ノ解散及寄附行爲ノ変更ハ理事會及評議員會出席者ノ四分ノ三以上ノ同意

ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

第四章 顧問及贊助員

第十六條 本團ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ評議員會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ委嘱ス

第十七條 本團ノ事業ヲ贊助スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ贊助員ト爲スコトヲ得

第五章 資産及會計

第十八條 本團ノ資産ハ左ノ各號ヨリ成ル

一 本寄附行爲ニ依リ設立者ノ出捐シタル金五萬圓及別紙財産目錄ニ記載セル物件

二 寄附金

三 其ノ他

第十九條 本團ニ基本財産及各種積立金ヲ置キ之等ノ管理方法ハ理事會ノ議事長之ヲ決ス

第二十條 本團ノ經費ハ寄附金、社團法人日本放送協會ヨリ受クル助成金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條 本團ノ會計年度ハ毎年七月一日ニ始リ翌年六月末日ニ終ル

第六章 職 制

第二十二條 本團ニ樂員ヲ置ク

樂員ハ本團ノ演奏ニ從事シ之ニ必要ナル研究ヲ爲ス

第二十三條 本團ニ技術委員會ヲ置ク

技術委員會ハ演奏技術一般ニ關スル事項ヲ審議ス

第二十四條 本團ニ企畫委員會ヲ置ク

企畫委員會ハ本團ノ業務ニ關スル企畫ニ參與ス

第二十五條 本團ニ事務長一名事務員若干名ヲ置ク

事務長及事務員ハ理事長ノ命ニ從ヒ事務ニ從事ス

第二十六條 樂員、技術委員會及企畫委員會其ノ他本團ノ業務ヲ遂行スル爲ニ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 本團設立當時ニ於ケル理事及監事ハ本寄附行爲第五條及第八條ノ規定ニ拘ラズ左ノ如ク定ム

理事

中野區氷川町三

小森七郎

世田谷區北澤四丁目四一三ノ一

有馬大五郎

本郷區春木町三ノ二六

清水順治

芝區白金三光町二六三

関正雄

中野區榮町通二ノ二八

武井守成

豊島區目白町四ノ四三

辻莊一

小石川區雜司ヶ谷一二四

三井高陽

監事

小石川區指ヶ谷町一四七

金指英一

財團法人日本交響樂團職制規程

第一章 樂員

第一條 樂員ヲ左ノ三種卜定ム

一 正樂員

二 準樂員

三 練習員

第二條 樂員ハ技術委員會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ任免ス

第三條 正樂員ハ準樂員及練習員ノ指導ニ任ス

第四條 本團寄附行爲第九條第二項ニ依ル評議員ノ内十名ハ正樂員ヲ以テ之ニ充ツ

第二章 事務長及事務員

第五條 事務長ハ理事長之ヲ任免ス

事務長ハ理事長ノ命ヲ承ケ本團ノ事務ヲ處理ス

第六條 事務員ハ理事長之ヲ任免ス

事務員ハ事務長ノ指示ニ依リ諸般ノ事務ニ従事ス

第三章 技術委員會

第七條 技術委員會ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ヲ構成ス

一 事務長

二 正樂員八名

第八條 技術委員ノ任期ハ每會計年度限トス但シ重任ヲ妨ケス

第九條 技術委員會ノ職責左ノ如シ

一 樂員任免ニ関スル審議

二 樂員ノ席次ニ関スル審議

三 演奏技術ノ向上ニ関スル企畫並ニ研究

四 演奏ノ連行ニ関スル調整

五 其他演奏上ノ重要事項ニ関スル審議

第四章 企畫委員會

第十條 企畫委員會ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ヲ構成ス

一 理事

二 事務長

三 社団法人日本放送協會職員二名

四 正樂員三名

五 其ノ他必要ト認ムル者

第十一條 委員ノ任期ハ毎會計年度限トス但シ重任ヲ妨ケス

第十二條 企畫委員會ノ職責左ノ如シ

一 演奏企畫ニ對スル參畫

二 機關雜誌ノ發行ニ関スル審議

三 本團事業ノ普及宣傳ニ関スル審議

四 其ノ他必要ト認ムル事業ノ企畫參與

6



東社第一〇二號

一許可書

社團法人日本蓄音機レコード文化協會設立代表者

株式會社日本蓄音器商會常務取締役 武藤與市

昭和十七年四月十七日附申請社團法人日本蓄音機レコード文化協會設

立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス

昭和十七年四月三十日

內閣總理大臣

內務大臣

文部大臣

內

閣

三 通 牒

昭和十七年四月三十日

文部省社會教育局長

東京府知事 殿

社団法人日本蓄音機レコード文化協會設立ニ關スル件

四月二十日附午學第二六三五號ヲ以テ御進達ニ係ル首標ノ件左記ノ通
條件ヲ附シテ設立許可ノ詮議相成タルニ付此ノ旨御示達相煩度

記

一、本法人ガ總會又ハ理事會ヲ開キタルトキハ其ノ都度定款第三十條ノ
規定ニ依ル議事録ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ主務官ニ報告スルコト
二、本法人ガ參與又ハ各種委員會委員ヲ委嘱シタルトキハ遲滞ナク之ヲ
主務官廳ニ報告スルコト

スレバ亂レ勝チナル思想ノ動搖ナ
ノル時、是等諸地域ニ對スル思想
ニメテ重大ナルモノアリ、延イテ

レテ居ルノデアリマス、是等勇士ノ中ニハ、
赫々タル武動ヲ樹テテ傷ツキ、壯烈ナル戰
死ヲ遂ゲラレ薩國ノ英靈ニナラレタ方モ數

後ニ於ケル農山漁村ニ、又ハ工場ニ、兵士
同様ノ懐ミト嘆キトヲ心ニ泣イテ、必勝増
産ニ挺身スル産業戦士中、拔群ノ精勤者、
發明家、銃後奉公ニ功績大ナル者等ニ對シ

勤勞奉仕團ヲ結成、勤勞精神ノ涵養ニ邁進
サレテ居ル方、祖國存亡ノ血ノ戰ガ展開サ
レテ居ル現在、誠ニ當然ノ事ト謂ハネバナ
リマセヌ、ソレハ祖國アッテノ學問デアリ、

社 團
法 人
日本蓄音機レコード文化協會定款

設 立 趣 意 書
役員顧問參與名簿

東京市京橋區銀座西八丁目八番地(新田ビル)

社 團
法 人
日本蓄音機レコード文化協會

電話銀座(57)六五九三番

社団法人 日本蓄音機文化協會設立趣意書

虎狼米英を撃滅して共榮圈新秩序建設の偉業を完遂せんとする大東亞決戦下にあつて文化陣營の一翼たる蓄音機レコードの擔ふ使命は誠に重大である。願ふにレコードの有する特性を國策の線に動員し、其の機能の限りを盡して文化の向上に協力せしむるの至緊至要なるを痛感する事、今日の如く甚しきはあるまい、この重大使命を達成するには、先づ以て蓄音機レコード業界の改新整備を斷行し、原料資材の確保統制を圖ると共に事業經營の合理化に徹せねばならぬ、同時に皇道精神の顯揚、國民情操の陶冶、大衆娛樂の醇化に資すべき優良健全なるレコードの製作、普及、これ又喫緊の要務であり、更に國策遂行上より蓄音機レコード利用に關する共榮圈調査機關の設置の如きも亦一日を緩くすべからざる問題である。而して此等の施策は官民協調の強力なる推進機關を設け衆智を集めて一致協力、實現を期するを以て最も剴切なる措置と信する、これ即ち十年の歴史を有する全國蓄音機レコード製造協會を發展的に解消せしめて社會法人蓄音機レコード文化協會を設立せんとする所以である。

社團法人日本蓄音機レコード文化協會定款

第一章 總 則

(昭和十七年四月十五日作成
昭和十七年四月三十日許可)

第一條 本會ハ社團法人日本蓄音機レコード文化協會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ東京市京橋區銀座西八丁目八番地ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ蓄音機レコード事業ヲ刷新整備スルト共ニ蓄音機レコードノ向上普及ヲ圖リ以テ大東亞文化ノ創造發展ニ寄與シ國家目的達成ニ協力スルヲ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、蓄音機レコードニ依ル國民精神ノ昂揚竝ニ情操ノ涵養
- 二、蓄音機レコードノ質的向上ニ關スル研究調査

- 三、優良健全ナル蓄音機レコードノ普及
- 四、蓄音機レコード關係者ノ指導養成
- 五、學校用蓄音機レコードノ研究調査
- 六、蓄音機レコード事業ノ改新、整備
- 七、蓄音機レコード資材ノ確保並ニ其ノ割當
- 八、東亞ニ於ケル蓄音機レコード文化發展ニ資スルニ適切ナル事業
- 九、蓄音機レコードニ關スル出版
- 十、蓄音機レコード關係功勞者ノ表彰
- 十一、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員及客員

第五條 本會ハ左ニ掲グル者ニシテ主務官廳ノ承認ヲ受ケタル者ヲ以テ會員トス

一、我が國ニ於ケル蓄音機レコードノ製造ヲ業トスル者

二、會員總會ニ於テ推薦シタル者

第六條 前條第一號ノ會員タラントスルモノハ本會所定ノ入會申込書ニ入會金ヲ添ヘテ本會ニ
申込ミ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ハ理事會ニ於テ之ヲ決ス

入會金ニ付テハ理事會ノ議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第七條 第五條第一號ノ會員ハ別ニ定ムル所ニ依リ會費ヲ納入スルモノトス

第八條 會員退會セントスル時ハ其ノ事由ヲ具シ書面ヲ以テ本會ニ申出デ其ノ承認ヲ受クベシ
前項ノ承認ハ總會ノ議ヲ經テ之ヲ行フ

會員第五條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ本會ヲ退會シタルモノト看做ス

第九條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリタルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スル
コトアルベシ

第十條 本會ハ總會ノ決議ニ基キ蓄音機レコードニ關シ學識經驗ヲ有スル者又ハ本會ノ目的ヲ

ル事業ニ協力セントスル者ヲ客員ニ推薦スルコトヲ得

第十一條 既納ノ入會金及會費ハ事由ノ何タルヲ問ハズ之ヲ返還スルコトナシ

第四章 役員及職員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長

二、理事 若干名 內專務理事 一名 常務理事 一名

三、監事 二名

第十三條 會長ハ總會ニ於テ之ヲ推戴シ主務官廳ノ承認ヲ受クルモノトス

理事及監事ハ主務官廳ノ承認ヲ經テ會長之ヲ選任ス

第十四條 會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表シ及會議ノ議長トナル

第十五條 専務理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキ會長ノ職務ヲ代行ス

常務理事ハ事務局長ノ職ヲ掌ル

第十六條 理事ハ理事會ヲ構成シ會務ノ執行ニ必要ナル事項ヲ議定ス

會長ハ其ノ在任中理事タル地位ヲ有スルモノトス

第十七條 監事ノ職務ハ民法第五十九條ノ定ムル所ニヨル

第十八條 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨グズ

補缺ニ因リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就任スル迄前任者其ノ職務ヲ行フモノトス

第十九條 役員ニシテ其ノ義務ニ違反シ又ハ體面ヲ汚辱スル行爲アリタルトキハ理事會及總會ノ

議ヲ經テ會長之ヲ解任スルコトヲ得

第二十條 本會ハ必要ニ應ジ主事、書記其ノ他ノ職員ヲ置クコトヲ得

職員ハ會長之ヲ命免ス

職員ノ給與ハ會長之ヲ定ム

第二十一條 本會ニ事務局ヲ置ク

事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 顧問及參與

第二十二條 本會ニ顧問及參與若干名ヲ置ク

第二十三條 顧問ハ總會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委囑ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ズ

第二十四條 參與ハ關係官吏及學識經驗者ニ付會長之ヲ委囑ス

參與ハ總會及理事會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第六章 總會

第二十五條 通常總會ハ毎年一回、臨時總會ハ必要ノ都度會長之ヲ招集ス

第二十六條 總會ノ日時及場所ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ會日ノ十日

前迄ニ其ノ通知ヲ發スルモノトス但シ緊急已ムコトヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 總會ノ職務權限ハ本定款中別段ノ規定アルモノ、外左ノ通トス

一、豫算ノ議定及決算ノ承認

二、其ノ他會長ニ於テ必~~要~~ト認メ付議シタル事項

第二十八條 總會ハ會員ノ過半數出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

總會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依
ル

第二十九條 總會ニ出席スベキ會員ハ豫メ通知シタル事項ニ關シ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ

得但シ代理人ハ代理權ヲ證スベキ委任狀ヲ本會ニ差出スコトヲ要ス

八

第三十條 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル議事録ヲ作成シ議長及出席者代表二名署名捺印ノ

上之ヲ保存スルモノトス

- 一、開會ノ日時、場所及付議事項
- 二、開會當時ノ會員總數及當日出席者氏名
- 三、議事ノ經過ノ要項及結果並ニ表決數

第七章 理事會

第三十一條 理事會ハ必要ノ都度會長之ヲ招集シ本定款中別ニ定ムルモノ、外左ノ事項ヲ審議ス

- 一、事業ノ計畫遂行ニ關スル事項
- 二、豫算及決算ニ關スル事項
- 三、總會ノ招集ニ關スル事項

四、資産ノ管理ニ關スル事項

五、其ノ他會務ノ執行ニ關シ必要ナル事項

第三十二條 第二十八條及第二十九條ノ規定ハ之ヲ理事會ニ準用ス

第八章 各種委員會

第三十三條 本會ハ蓄音機レコードニ關スル専門事項ヲ調査研究スル爲各種ノ委員會ヲ置クコトヲ得

委員ハ蓄音機レコード關係者、關係官吏~~兼~~、他學識經驗者等ニ付會長之ヲ委囑ス

第九章 資産及會計

第三十四條 本會ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリナル

一、本會設立當時全國蓄音器レコード製造協會ノ出捐ニ係ル別紙財産目錄記載ノ財産

二、會 費

三、資産ヨリ生ズル果實及事業收入

四、補助金及寄附財産

五、其ノ他ノ收入

第三十五條 本會ノ基本財産ハ左ノ財産トス

一、前條第一號ノ財産中基本財産ノ部記載ノ財産

二、基本財産トシテ指定セラレタル寄附財産

三、理事會ノ決議ヲ經テ繰入レタル財産

前項以外ノ財産ヲ以テ通常財産トス

基本財産ノ元本ハ之ヲ處分スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ理事會ノ決議ヲ經且主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得

第三十六條 本會ノ豫算ハ毎年度開始一月前迄ニ専務理事之ヲ調製シ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ總會ニ

提出スルモノトス

第三十七條 收支豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔若ハ權利ノ拋棄ヲ爲シ又ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲其ノ會計年終内ノ收入ヲ以テ償還スル一時借入金以外ノ借入金ヲ爲スニハ理事會ノ決議ヲ經且主務官廳ノ承認ヲ得ベキモノトス

第三十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十章 定款ノ變更及解散

第三十九條 本定款ヲ變更セントスルトキハ會員總數四分ノ三以上ノ出席アル總會ノ決議ヲ經且ツ主務官廳ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第四十條 本會ヲ解散セントスルトキハ會員總數四分ノ三以上ノ出席アル總會ノ決議ヲ經且ツ主務官廳ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第四十一條 本會解散ノ場合ニ於ケル殘除財産ハ總會ノ決議ヲ經且主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ處分

ス
附 則

第四十二條 會長ハ主務官廳ノ承認ヲ經テ本定款ノ實施ニ付必要ナル細則ヲ定ルコトヲ得

第四十三條 全國蓄音器レコード製造協會ニ屬スル一切ノ財産ハ本會ノ設立ト同時ニ本會之ヲ承繼

ス

第四十四條 本會設立當初ノ會員左ノ如シ

株式會社日本蓄音器商會	常務取締役	武 藤 與 市
日本ビクター蓄音器株式會社	專務取締役	伊 東 禿
大東亞蓄音器レコード株式會社	社 長	鈴 木 幾 三 郎
株式會社大日本雄辯會講談社	常務取締役	長 谷 川 卓 郎
帝國蓄音器株式會社	社 長	南 口 重 太 郎

社団法人 日本蓄音機レコード文化協會役員並顧問參與名簿

一、理事

會長
專務理事
常務理事
兼事務局長

武藤與市
竹越和夫
伊東禿
鈴木幾三郎
長谷川卓郎
南口重太郎
小野賢一郎
園部三郎
深澤議一

二、監事

三、顧問

文部省社會教育局長
內務省警保局長
情報局第五部長
情報局第四部長
厚生省生活局長
東京音樂學校長

額 綱 彌 三
今 松 治 郎
川 面 隆 三
福 本 柳 一
川 村 秀 文
乘 杉 嘉 壽



(一) 許可書

情五ノ(三)第七一號

東京市麴町區九段三番町四番地伊太利文化會館內
財團法人日本世界文化復興會
設立者 三井高陽 外四名

昭和十七年四月十三日附申請財團法人日本世界文化復興會設立ノ件許可ス

昭和十七年五月二十七日

內閣總理大臣 東條英機

(二) 通牒

情五ノ(三)第七一號屬

昭和十七年五月二十七日

情報局總裁 谷 正之

財團法人日本世界文化復興會
設立代表者 三井高陽 殿

財団法人日本世界文化復興會設立許可
條件ニ關スル件依命通牒

昭和十七年四月十三日附申請ニ係ル標記ノ件本日別途許可相成候處爾
今貴會ニ關シテハ昭和十年六月三日閣令第二號ニ依ルノ外左記ニ依リ
處理相成度此段依命及通牒候

記

- 一、本會ノ事業計畫並ニ運営ニ付テハ専ラ公益事業ニ寄與スルヲ本旨
トシ苟クモ本會設立ノ趣旨ニ反セザル様嚴ニ注意スルコト
- 二、左ニ掲グル事項ニ付テハ主務大臣ニ報告ヲ爲スコト
- (一) 理事會決議事項
- (二) 重要ナル事業計畫並ニ其ノ變更
- (三) 役員ノ任免
- (四) 寄附行爲施行ニ關スル細則ノ作製又ハ其ノ變更
- (五) 事務所ノ移轉

財團法人日本世界文化復興會宗旨

第一章 名稱及事務所

第一条 本會ハ日本世界文化復興會ト稱ス

第二条 本會ハ假事務所ヲ東京市麹町区九段三番所四

番地伊太利文化會館内ニ置ク

第三条 本會ハ必要ニ應ジテ支部ヲ設置スルコトヲ得

第二章 目的及事業

第四条 本會ハ大東亞戰爭遂行ノ真ノ目的タル皇道世界文化

復興ノ積極的實現ヲ期シ、要ニ曰独伊三國相互ノ文化

協定ノ趣旨ニ則リ陸海軍及兩他官民各所ノ協力ノ下

ニ日本總力戰文化ノ建設宣揚ヲ計リ皇道ヲ中心トセル

世界新秩序ノ確立及世界人類福祉ノ増進ニ貢獻

スルヲ以テ目的トス

第五条 本會ハ前条ノ目的ヲ達成スル爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 日本總力戰、建設の進展スベキ世界總力戰文化の研究
普及

(一) 皇道ニ基テ、世界歴史建設ノ研究

(二) 日独伊ノ世界新秩序ニ關スル文化ノ藝術表現

ニシテナルト・ダ・ウインケル展覧會ノ開催

(三) ヨーロッパノ總力戰文化建設者トシテノシテナルト・ダ・ウインケル

一 南明

(一) 日本總力戰文化ノ体系的表現

(二) 日独伊文化戰ノ確立強化

三 在ニ國籍アル圖書文獻等ノ蒐集整備、資料編纂及

供覧

四 映画、科學、工學、技術、藝術等ノ總力戰的運用トシテノ

普及

五 南方國及海洋國建設、經濟ノタメノ全面的調査ニ

建設部士ノ意見

六 其ノ他總力縣文化ニ関スル認識普及

七 前諸号ニ貢獻スル所ナル事業ニ對スル補助協力

八 其ノ他理事會ニ能ク適当ナル認識ナル事業

中七条 前条ノ事業實施ニ関シテ必要ナル事項ハ理事會ノ

決議ヲ經テ之ヲ行フモノトス

中八条 職員及會計

中七条 本會ノ職員及會計ノ在リ各号ノ元一日ノ内ニ

目ニ記スル職員及會計ノ在リ各号ノ元一日ノ内ニ

一 本會ノ目的ヲ達スル者ヨリ選入シタル職員

二 其ノ他ノ收入

中八条 本會ノ基本財産ハ在リ各号ノ元一日ノ内ニ

一 前条ノ職員中ノ金考萬田

二 基本財産ニ編入スルモノヲ指定スル金考萬田

三 評議員會は於て決議せらるる

基本財産に之が処分をせらるるに付し

過半数の同意を得且つ在籍官廳の許可を受けたる

時ハ此に限りてアラス

第九條 本會の經費は在籍官廳の許可を受けたる

一 寄附金

二 基本財産の産出する果実

三 前年積立金の利息

四 其他の収入

第十條 本會の會計年度は毎年四月一日から翌年三月

末日に終る

第十一條 本會の豫算は毎年評議員會の承認を受けらるるに付し

第十二條 本會の決算は理事長の管理する

基本財産に關する國債証券若しくは股票の買入